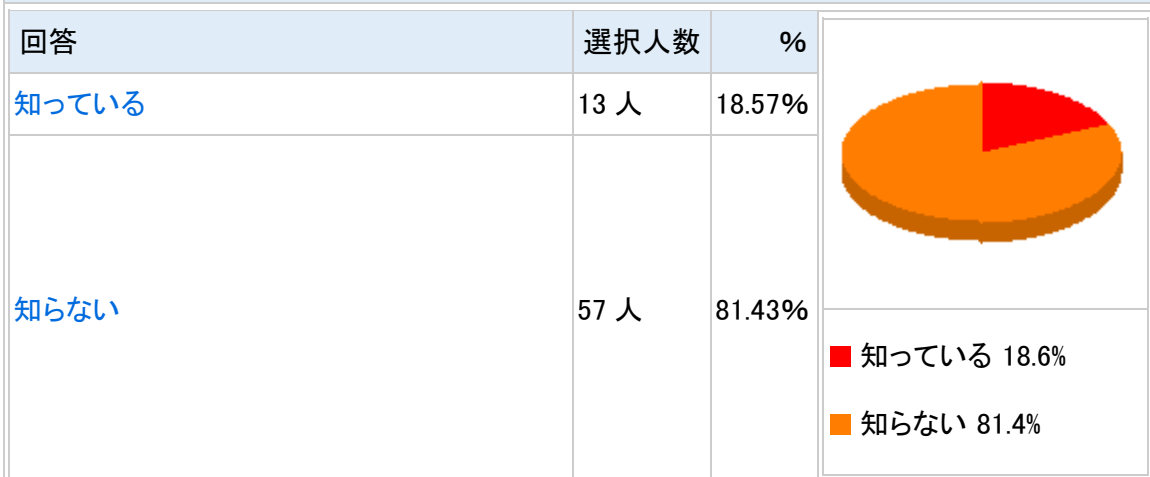


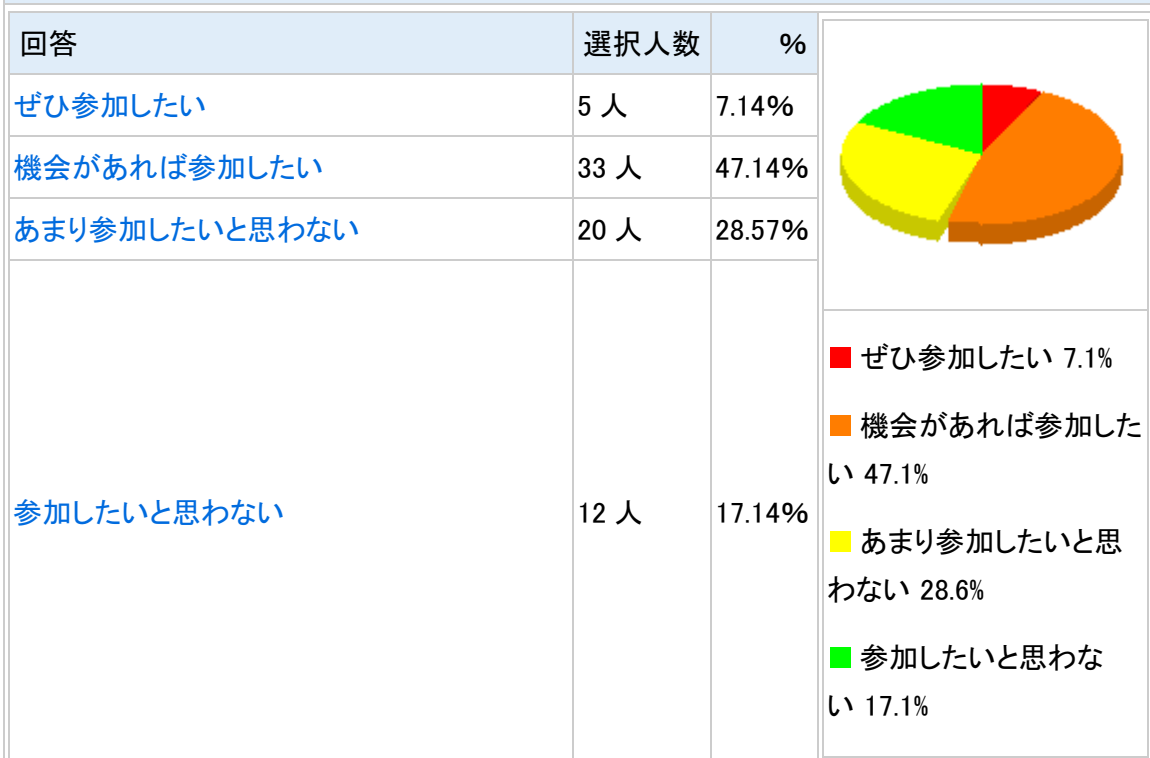
全回答統計

有効回答数: 70

問 1. 男女共同参画社会基本法の公布・施行日である平成 11 年 6 月 23 日にちなみ、国は 6 月 23 日から 29 日までを「男女共同参画週間」としています。このことをご存知ですか。(必須)



問 2. 市は、男女共同参画週間事業として、6 月 17 日(土)にメセナひらかた会館で、気象予報士の正木明さんを講師に迎え、講演会「パパはお天気キャスター～子育て・家事 できることから考えよう～」を行います。仕事と家庭を両立し、家事や子育てに積極的に取り組むライフスタイルなどについて語っていただきます。この講演会に参加したいと思いますか。(必須)



問 3. 子育てに積極的に関与する男性を「イクメン」といいますが、男性が家事や育児に積極的に関わることについてどう思いますか。（必須）

回答	選択人数	%
とても良いと思う	35 人	50%
良いと思う	25 人	35.71%
あまり良いとは思わない	8 人	11.43%
良いとは思わない	2 人	2.86%

- とても良いと思う 50.0%
- 良いと思う 35.7%
- あまり良いとは思わない 11.4%
- 良いとは思わない 2.9%

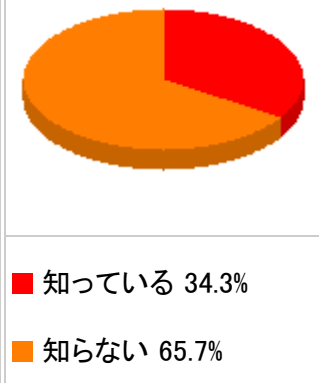
問 4. 「男女平等」とは、女性と男性が同じになることではなく、お互いの違いを認めたくえて、誰もが生きやすい社会の実現を目指すことです。あなたは「男女平等」の意味をどのようにとらえていましたか。（必須）

回答	選択人数	%
本来の意味で理解していた	44 人	62.86%
女性と男性がまったく同じになることだと理解していた	16 人	22.86%
その他の理解をしていた	10 人	14.29%

- 本来の意味で理解していた 62.9%
- 女性と男性がまったく同じになることだと理解していた 22.9%
- その他の理解をしていた 14.3%

問 5. 市は、市制施行 70 周年を記念し、市制施行日の 8 月 1 日までひこぼしくんがカウントダウンするボードを庁舎本館、別館の 1 階に設置しています。このことをご存知ですか。（必須）

回答	選択人数	%
知っている	24 人	34.29%
知らない	46 人	65.71%



■ 知っている 34.3%

■ 知らない 65.7%


問 6. 市は、庁舎本館、別館の 1 階のエレベーター扉に、公募により決定した市制施行 70 周年記念ロゴとキャッチフレーズをデザインしたラッピングを行っています。デザインの印象をお聞かせください。

（あてはまるものをすべて選んでください）

[<http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000011919.html> [エレベーターの画像はこちらのリンク先をご覧ください]]

（必須。1 個以上 7 個以内）

回答	選択人数	%
シック	15 人	13.89%
おしゃれ	16 人	14.81%
かわいい	22 人	20.37%
カッコいい	9 人	8.33%
地味	11 人	10.19%
暗い	7 人	6.48%
シンプル	28 人	25.93%



■ シック 13.9%

■ おしゃれ 14.8%

■かわいい 20.4%

■ カッコいい 8.3%

■ 地味 10.2%

■ その他 32.4%


問 7. 市では、市民の皆さまのご意見を施策に反映させるため、さまざまな広聴手法を実施しています。次の広聴手法のうち、ご存知のものを選んでください。
 (あてはまるものをすべて選んでください) (必須。1 個以上 4 個以内)

回答	選択人数	%
携帯・スマホアンケート	67 人	40.12%
市長への提言(市政への建設的なご意見に市長が目を通し、施策の参考とする制度)	35 人	20.96%
パブリックコメント(市民生活に広く影響する計画等に対し、ご意見を募る制度)	30 人	17.96%
市政モニター(郵送やインターネットで、市の事業等についてご意見を聴く制度)	32 人	19.16%
知らない	3 人	1.8%

■ 携帯・スマホアンケート 40.1%
■ 市長への提言(市政への建設的なご意見に市長が目を通し、施策の参考とする制度) 21.0%
■ パブリックコメント(市民生活に広く影響する計画等に対し、ご意見を募る制度) 18.0%
■ 市政モニター(郵送やインターネットで、市の事業等についてご意見を聴く制度) 19.2%
■ 知らない 1.8%

問 8. 市では、相続や離婚、家庭問題、近隣問題など、日常のさまざまな困りごとについて相談をお受けしています。相談してみたいと思いますか。（必須）


回答	選択人数	%
ぜひ相談したい	7 人	10%
機会があれば相談したい	39 人	55.71%
あまり相談したいと思わない	19 人	27.14%
相談したいと思わない	5 人	7.14%



- ぜひ相談したい 10.0%
- 機会があれば相談したい 55.7%
- あまり相談したいと思わない 27.1%
- 相談したいと思わない 7.1%

問 9. 【ひらかたクイズ】次のうち、市で直接実施していない相談はどれでしょう。（必須）

回答	選択人数	%
弁護士、認定司法書士による法律相談	7 人	10%
交通事相談員による交通事故相談	21 人	30%
税理士による税務相談	16 人	22.86%
民事調停委員による民事調停手続き相談	26 人	37.14%



- 弁護士、認定司法書士による法律相談 10.0%
- 交通事相談員による交通事故相談 30.0%
- 税理士による税務相談 22.9%
- 民事調停委員による民事調停手続き相談 37.1%

正解は「税理士による税務相談」です！（正解率 22.9%）

市の広聴相談課では、様々な相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

※「%」は小数点第 3 位を切り捨てしているため、合計値に $\pm 0.1\%$ の誤差が生じる場合があります。